

令和5年度雇用保険料率変更決定!全業種で0.2%増加

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率が発表されました。

雇用保険料率は毎年度雇用保険財政(失業給付、育児休業給付、助成金等)を勘案し決定されます

◆令和5年度の雇用保険料率は下記の通りです。

全業種で0.2%の増加、労働者負担分は0.1%の増加となります。

事業の種類	負担者		失業等給付・ 育児給付付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児給付付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

【出典】厚生労働省

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

◆令和5年4月分給与より雇用保険料徴収額が変更となります。

給与計算システムを利用している場合には設定の確認を行ってください。

■ お問い合わせは……第一労務事務所 社会保険労務士：安竹・山口まで 054-246-4774

■ 編集後記 ■

新しい年度に変わり、皆さんの心も色々な意味で揺れているのでは?と思います。やらなくてはならないことは沢山ありますが、ちょっと嫌な事もどれだけ楽しく出来るかが今年のテーマです。

笑顔になることはどんなお薬よりも体調を良くするそうです。

朝起きて鏡に向かって「ニコリ」は簡単に出来る脳だまし。試しにやってみてください。皆さんにたくさんの「楽しい」が訪れますように!

編



「植物大好き」



フィカス・プミラ【クワ科】

楕円やハート型にも見える可愛い葉っぱに白い縁取りのあるフィカス・プミラ。

色々なところで見かける観葉植物ですが、ちゃんと名前を調べたのは初めてでした。

縁に白があるものは別名サニーというらしく、とてもキュートな見た目的人气があります。

花言葉は「あなたは私を元気づける」。でも、ペットが口にしてしまうと少し危険なのでそれだけは注意してくださいね。